

函館市監査公表第21号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年9月27日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 睦 子

函 農 企

令和 4 年 (2022 年) 9 月 1 3 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	農 林 水 産 部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・	その他 (行政監査)	
監査等実施期間	令和 2 年 10 月 16 日 ~ 令和 4 年 3 月 25 日	提出日	令和 4 年 5 月 19 日
監 査 項 目 等	郵便切手や I C カード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告事項, 指摘事項, 意見			
イ 郵便切手の使用について (エ) 郵便切手の調達について 郵便切手の調達について, 基本的に調達した分は, 調達した年度内に使用されるべきであるが, 年度末 (3 月中) に調達が集中し, 予算執行上好ましくない状況が見受けられた。 調達に当たっては, 年度中の必要数量や使用時期を的確に把握のうえ, 計画的に調達し, 繰越し分の縮減に努めるとともに, 適切な予算額の計上および予算執行に努められたい。			
措置内容, 対応・考え方			
【対応】 郵便切手の調達につきましては, 年度中の必要数量や使用時期を的確に把握し, 計画的な調達に努めてまいります。			